

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和7年度 第4回

令和7年8月25日（月）開催

1 日 時 令和7年8月25日(月) 17時17分～17時41分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中4名出席

伊藤慎一 臼木智昭 堀井 潤 松本和人

労働者委員 5名中4名出席

後藤正文 佐貫さおり 曾我章生 新関直人

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 境田未希 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 山口労働基準部長 佐藤賃金室長

佐藤賃金室長補佐 我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について

(2) その他

5 議事内容

○杉本賃金調査員

本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から令和7年度第4回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名、合計13名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席は、公益代表委員 嵯峨委員、労働者代表委員 小玉委員でございます。

それでは、これからの進行は、臼木会長にお願いいたします。

○臼木会長

皆様、大変長時間にわたり、お待たせいたしました。

また、専門部会から引き続きの委員の皆様には、長時間にわたる審議、さらに引き続いての答申ですが、もうしばらくお付き合いいただき審議をよろしく願いいたします。

本日の審議する議題は、議題1「秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申につ

いて」、議題2「その他」となっております。

それでは、議題1の「秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について」審議に入ります。秋田県最低賃金の改定については、本審議会からの付託により、本日まで4回の秋田県最低賃金専門部会を開催してまいりました。全会一致を目指して本日の第4回まで審議を重ねてきたところでありますが、最終的には意見の一致、全会一致をみることができませんでした。

このため、公益委員で協議し、これまでの各側のご意見と、中央最低賃金審議会の目安答申、各種統計資料等を基に、総合的に判断いたしまして、「公益委員見解」を皆様に示し、採決により専門部会の結論としたい旨発議したところ、労使とも了解されたので、公益委員見解の採決を行った結果、賛成4名、反対3名となり、公益委員見解を専門部会の結論として、本審に報告させていただく運びとなったものです。

それでは、事務局から専門部会での審議経過等を報告し、専門部会報告を読み上げてください。

○佐藤賃金室長

私の方から、審議経過について簡単にご説明し、専門部会報告といたします。

令和7年7月14日に第1回本審を開催し、秋田県最低賃金の改正について局長から諮問をさせていただきました。

8月6日の第1回専門部会を開催し、各側からそれぞれ考え方と金額提示をしていただき、その後、労使直接の協議で三要素等の考え方について直接議論をしていただきました。

8月8日の第2回の専門部会においても、引き続き労使で協議を開催し、その後、具体的な金額審議について公労・公使での個別協議で審議を行ったところです。

8月19日の第3回の専門部会においても、金額審議を行いました。歩み寄りは見られましたが、金額の合意には至らなかったところで、本日の第4回の専門部会で継続審議となったところです。

本日も全会一致にはいたらず、公益委員見解により採決を行い、結審したという経過となっております。

それでは、専門部会報告を読み上げます。

令和7年8月25日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 白 木 智 昭 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県最低賃金専門部会

部会長 白 木 智 昭

秋田県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日、秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員のお名前は省略させていただきます。

別 紙 1

秋田県最低賃金

- 1 適用する地域
秋田県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,031円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年3月31日

以上です。

○臼木会長

ただ今のご報告いただきました、専門部会の審議経過および専門部会報告について、ご質問、確認、ご意見等ございませんか。

ないようですので、それでは、専門部会報告に基づき、「現行の秋田県最低賃金 時間額951円を80円引き上げて時間額1,031円に改定する。」ことを当審議会の答申とすることについて、採決を取りたいと思います。

初めに、専門部会報告の内容を答申することに賛成の方举手願います。

【 賛成 7 名 】

次に、反対の方举手願います。

【 反対 5 名 】

賛成7名、反対5名であり、賛成多数と認めます。

したがって、本審議会は、専門部会報告のとおり、現行の秋田県最低賃金額951円を80円引き上げて、時間額1,031円とすることを秋田労働局長に答申することといたします。

それでは、事務局から答申文案を各委員に配付し、読み上げてください。

○佐藤賃金室長

答申文案を読み上げます。

(案)

令和7年8月25日

秋田労働局長

山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 臼木 智昭

秋田県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年7月14日付け秋労発基0714第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

秋田県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
秋田県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,031円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年3月31日

以上です。

○臼木会長

この答申文案でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは、労働局長に答申します。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長に答申文を手渡す 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方にはお願いですが、カメラ取りはここまでとさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは会長、引き続きよろしくお願いいたします。

○臼木会長

それでは、ここで秋田労働局長から発言があるそうです。よろしくお願いいたします。

○山本労働局長

ただ今、秋田地方最低賃金審議会会長から答申をいただいたところです。

委員の皆様におかれましては、本年7月14日に諮問申し上げて以来、大変お忙しい中、また、お暑い中、精力的なご審議を賜り、答申をいただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。

本日いただきました答申は、秋田県内の経済・雇用等の情勢を見極めたうえの地域間格差是正、額差縮小に配慮した結果と承知しております。今後この答申を尊重して、秋田県最低賃金を決定して参りたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご承知のとおり、秋田県では昨年に引き続き過去最高の引き上げ額となりますが、最低賃金の引き上げにより、多大な影響を受ける企業があることも承知しております。

労働局といたしましては、改正された最低賃金額を知らないということがないように、最低賃金が発効する前に、改正最低賃金額の周知広報等を積極的に行ってまいりますとともに、業務改善助成金をはじめ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境

整備に資する助成制度の活用推進のため、周知広報等にも努めてまいります。

委員の皆様にも引き続き周知広報にご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○臼木会長

ありがとうございました。それでは、今後の発効手続きについて事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

本日の答申を受け、最低賃金法第11条に基づき、答申に対する異議申出の公示を行います。異議申出の期間は、15日間となっており、期限は9月9日火曜日とします。その間に異議の申出が提出された場合は、その申出について審議するため本審を開催することとなります。

異議の申出が提出されなかった場合は、当該異議の申出公示期間終了後に、手続きを経て発効となります。

また、異議の申出があった場合は、当該異議の申出に関する審議会の意見が提出された後、速やかに最低賃金の改定を行い、官報掲載の手続きを経て発効となります。

今年度においては、先ほどの公益委員見解にもありましたとおり、指定日発効となりますので、令和8年3月31日を指定日として発効する予定です。以上です。

○臼木会長

ただ今の発効に至る手続きに関して、何かご質問やご確認はありますか。

特にはないので、議題2の「その他」ですが、委員の皆さまから何かありますか。

○若泉委員

今、答申され、異議申立ての期間の設定はされていますが、この後、我々中小企業には大きな影響が待っている。先日、鈴木知事から9月1日の議会に県独自の支援策を打ち出すというお話がニュースであったと思います。それから、8月に国の方でも総理が中央の目安を上回った都道府県についてはしっかり支援していくとお話がありましたので、我々、期待せざるを得ない上げ幅だと思います。こちらはぜひ、秋田県全体として、国の方にもしっかりと伝達が必要かと思います。

それから、1点、私使用者、一個人の意見になりますが、やはり951円から80円上がったと想定して1日5時間、月22日程度で年間所得130万円の社会保険控除額内で働いている方たちを80円時給上げるとすると、年間で労働時間約102時間ざっくり計算ですが、年間で一人102時間削減しなければいけない。その方たちが秋田県全体で仮に1万人対象者

がいますと、秋田県全体の労働力が100万時間減るという現実が来年4月以降に待っていることを考えると、最低賃金場で発言するのは相応しくありませんので一個人の話にしました。この後の労働審議会などの場面を通じてしっかり国政に訴える。最低賃金単体ではまかりきれないということになると思いますので、ぜひ、労働審議会などで進めていければと思います。以上です。

○臼木会長

事務局から補足ありますか。

○佐藤賃金室長

今後の審議日程について事務局から連絡させていただきます。

県最賃につきましては、本日の答申を受け、本日、答申に対する異議申出の公示を行います。異議申出があった場合、異議審の本審を9月10日に開催したいと考えております。時間は午前10時30分頃からと考えておりますが、場所がこちらの会議室が使用できませんので、これから場所を探すことになります。

県最賃について異議申出がなかった場合には、異議審を開催する必要はありませんので、その場合には、特別小委員会からの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての報告と改正の必要性ありとの報告の場合は、労働局長から特定最低賃金の改正決定について諮問させていただく予定となります。

また、以前からお伝えしておりますが、報道関係者から皆様に照会があった場合には、審議会の概要につきまして事務局が対応することといたしますのでよろしくお願いいたします。

○臼木会長

先ほど、若泉委員からお話があった件についての補足はよろしいですか。

○佐藤賃金室長

公益委員見解の政府等に対する要望ということで、「できるだけ早期に明確化し、実効性ある賃上げ支援とすることを要望する。」と形で政府に上げさせていただく予定にしております。よろしくお願いいたします。

○臼木会長

追加のご発言や審議日程について、何かありませんか。

特にないようですので、長時間にわたりお待たせした上に、長期間にわたってのご審議にお付き合いいただきましたこと厚くお礼申し上げます。

これをもちまして本審議会を閉会いたします。本日は大変お疲れ様でした。